

# 青森県報

第二千二十号

平成十四年五月十三日(月曜日)

### 目次

### 告 示

危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施.....	(防災消防課)	一
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....	(健康福祉課)	二
救急病院の設置.....	(健康医療課)	三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....	(高齢福祉課)	三
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定.....	(同)	三
介護保険法による介護療養型医療施設の指定.....	(同)	四
都市計画事業の認可.....	(都市計画課)	四
右.....	(同)	四
右.....	(同)	五
右.....	(同)	五
右.....	(同)	五
右.....	(同)	五
大規模小売店舗の変更の届出.....	(経営振興課)	五

### 告

### 示

青森県告示第二百四十四号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十八条の十四第三項の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和六十二年消防庁告示第四号）第三の規定により公示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木村守男

一 講習の種類並びに日時及び場所

1 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日	時	場 所
平成十四年六月十一日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		八戸市大字沢里字古宮一六の一 ウエルサンピア八戸
平成十四年六月二十八日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館
平成十四年七月三日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター
平成十四年七月五日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		弘前市大字城東北四丁目一の一 弘前市農業協同組合本店
平成十四年九月六日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		三沢市大字三沢字堀口一六の七 おいらせ農業協同組合
平成十四年九月十九日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		青森市本町五丁目五の二一 青森県農業共済会館

2 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日	時	場	所
平成十四年六月十二日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	八戸市大字沢里字古宮二六の一	ウエルサンピア八戸
平成十四年六月十二日	午後二時から午後五時まで	八戸市大字沢里字古宮二六の一	ウエルサンピア八戸
平成十四年九月二十日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	青森市本町五丁目五の二一	青森県農業共済会館

3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日	時	場	所
平成十四年六月十一日	午後二時から午後五時まで	八戸市大字沢里字古宮二六の一	ウエルサンピア八戸
平成十四年六月二十八日	午後二時から午後五時まで	むつ市金谷一丁目一〇の一	下北文化会館
平成十四年七月三日	午後二時から午後五時まで	五所川原市字幾世森二四の一五	ふるさと交流圏民センター
平成十四年七月五日	午後二時から午後五時まで	弘前市大字城東北四丁目一の一	弘前市農業協同組合本店
平成十四年九月六日	午後二時から午後五時まで	三沢市大字三沢字堀口一六の七	おいらせ農業協同組合
平成十四年九月十九日	午後二時から午後五時まで	青森市本町五丁目五の二一	青森県農業共済会館

二 受講対象者

- 1 危険物施設において、危険物の取扱作業に従事し、作業従事日から一年以内に講習を受講していない者（ただし当該作業に従事することとなった日前二年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は講習を受けている者を除く。）
- 2 前回の講習を受けた日から三年以内に講習を受講していない者
- 3 1及び2以外の者で受講を希望する者

三 受講申請書の受付期間

講	習	場	所	受	付
八戸市大字沢里字古宮二六の一	ウエルサンピア八戸			平成十四年五月十三日から	同月二十八日まで
むつ市金谷一丁目一〇の一	下北文化会館			平成十四年五月二十八日から	同年六月十三日まで
五所川原市字幾世森二四の一五	ふるさと交流圏民センター			平成十四年六月三日から	同月十八日まで
弘前市大字城東北四丁目一の一	弘前市農業協同組合本店			平成十四年六月三日から	同月十八日まで
三沢市大字三沢字堀口一六の七	おいらせ農業協同組合			平成十四年八月八日から	同月二十三日まで
青森市本町五丁目五の二一	青森県農業共済会館			平成十四年八月十九日から	同年九月二日まで

郵送の場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。

四 受講申請書の提出先

青森市中央三丁目二〇の二二 青森県警察本部交通管制センター二階

社団法人青森県消防設備保守協会

五 受講手数料

受講手数料は、講習種別ごとに四千七百円に相当する額の青森県収入証紙を受講申請書欄にちょう付（消印しないこと。）して納入すること。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、社団法人青森県消防設備保守協会（電話青森七三三局五一〇〇番）へ問い合わせること。

青森県告示第二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木 村 守 男

"	尾上町長	居宅介護事業者	尾上町	居宅介護事業の種類	尾上町地域福祉センター	尾上町	居宅介護事業所	平成十四年五月十三日
	南津軽郡尾上町大字猿賀字南田一五の二	主たる事務所の所在地						
通所介護	訪問介護	居宅介護事業の種類	尾上町	尾上町	尾上町地域福祉センター	尾上町	居宅介護事業所	平成十四年五月十三日
"	尾上町地域福祉センター	居宅介護事業者	尾上町	居宅介護事業の種類	尾上町地域福祉センター	尾上町	居宅介護事業所	平成十四年五月十三日
"	南津軽郡尾上町大字猿賀字南田九六の三	主たる事務所の所在地	尾上町	居宅介護事業の種類	尾上町地域福祉センター	尾上町	居宅介護事業所	平成十四年五月十三日
"	平成十四年五月十三日	居宅介護事業者	尾上町	居宅介護事業の種類	尾上町地域福祉センター	尾上町	居宅介護事業所	平成十四年五月十三日

青森県告示第二百四十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木村守男

財団法人シルバリアン協会 シリオン協会 シリオン病院	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の四四四	在 地	認定の有効期限
名 称	所 在 地		平成十七年四月十日

青森県告示第二百四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木村守男

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所	指定年月日
有田	有限会社吹	南津軽郡大鰐町大字蔵館字村岡一五二	貸与	介護用品販売	平成十四年五月十三日
株式	株式会社	南津軽郡藤崎町大字藤崎字豊田六一の三	貸与	介護用品販売	平成十四年五月十三日
社	大東株式会社	西津軽郡木造町大字中館字田浦四四の一	"	介護用品販売	平成十四年五月十三日
有	有限会社や	青森市大字新城山田一〇一の八	痴呆対応 活型共同 介護	介護用品販売	平成十四年五月十三日
ナ	有限会社ナ	青森市大字野尻字今田五三の七	痴呆対応 活型共同 介護	介護用品販売	平成十四年五月十三日
協	社会福祉法 人快適福祉 協会	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地九八	通所介護	介護用品販売	平成十四年五月十三日
医	医療法人す みれ会	上北郡上北町中央一丁目三四の三	"	介護用品販売	平成十四年五月十三日
人	社会福祉法 人白銀会	八戸市大字白銀三町南ケ丘五の五	痴呆対応 活型共同 介護	介護用品販売	平成十四年五月十三日
合	資会社社 ゆとり	八戸市諏訪二丁目六の一八	訪問介護	介護用品販売	平成十四年五月十三日
氏	名称又は 名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所	指定年月日
ハ	ヘルパーズ ステーション	八戸市諏訪二丁目六の一八	訪問介護	介護用品販売	平成十四年五月十三日
リ	介護用品販売 センター	南津軽郡藤崎町大字藤崎字豊田六一の三	貸与	介護用品販売	平成十四年五月十三日
グ	グループホーム ががが	西津軽郡木造町大字中館字田浦四四の一	"	介護用品販売	平成十四年五月十三日
ム	グループホーム ななな	青森市大字野尻字今田五三の七	痴呆対応 活型共同 介護	介護用品販売	平成十四年五月十三日
セ	福祉サービス センター	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地九八	通所介護	介護用品販売	平成十四年五月十三日
エ	スノース サービス	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地九八	通所介護	介護用品販売	平成十四年五月十三日
グ	グループホーム すみれ・あ	八戸市大字白銀三町南ケ丘五の五	痴呆対応 活型共同 介護	介護用品販売	平成十四年五月十三日
ン	グループホーム ハイツ	八戸市大字白銀三町南ケ丘五の五	痴呆対応 活型共同 介護	介護用品販売	平成十四年五月十三日
ハ	ヘルパーズ ステーション	八戸市諏訪二丁目六の一八	訪問介護	介護用品販売	平成十四年五月十三日
リ	介護用品販売 センター	南津軽郡藤崎町大字藤崎字豊田六一の三	貸与	介護用品販売	平成十四年五月十三日
ム	グループホーム ががが	西津軽郡木造町大字中館字田浦四四の一	"	介護用品販売	平成十四年五月十三日
グ	グループホーム ななな	青森市大字野尻字今田五三の七	痴呆対応 活型共同 介護	介護用品販売	平成十四年五月十三日
セ	福祉サービス センター	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地九八	通所介護	介護用品販売	平成十四年五月十三日
エ	スノース サービス	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地九八	通所介護	介護用品販売	平成十四年五月十三日
グ	グループホーム すみれ・あ	八戸市大字白銀三町南ケ丘五の五	痴呆対応 活型共同 介護	介護用品販売	平成十四年五月十三日
ン	グループホーム ハイツ	八戸市大字白銀三町南ケ丘五の五	痴呆対応 活型共同 介護	介護用品販売	平成十四年五月十三日

青森県告示第二百四十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木 村 守 男

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人 快適福祉協会	社会福祉法人 快適福祉協会	上北郡六戸町大字大落瀬字前谷地九八	エスノス六戸福祉センター居宅介護支援事業所	上北郡六戸町大字大落瀬字前谷地九八	平成 一四・四・二六
社会福祉法人 すわん	北津軽都市浦村大字脇元字磯辺三六五の一	在宅介護支援センターすわんの里	北津軽都市浦村大字脇元字磯辺三六五の一	"	"

青森県告示第二百四十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定により、次のとおり介護療養型医療施設を指定したので、同法第百十五条第一号の規定により公示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	開 設 の 場 所	指 定 年 月 日
渡辺病院	青森市橋本一丁目七の四	平成 一四・四・二六

青森県告示第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画公園事業を平成十四年五月二日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

青森市

- 二 都市計画事業の種類  
青森都市計画公園事業（二・二・五二号奥野南公園）
- 三 事業施行期間  
平成十四年五月十三日から平成十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
- 1 収用の部分  
青森県青森市大字浦町字奥野地内
- 2 使用の部分  
なし

青森県告示第二百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画公園事業を平成十四年五月二日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 施行者の名称  
青森市
- 二 都市計画事業の種類  
青森都市計画公園事業（二・二・五三号板橋公園）
- 三 事業施行期間  
平成十四年五月十三日から平成十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
- 1 収用の部分  
青森県青森市大字浜田字板橋地内
- 2 使用の部分  
なし

青森県告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画公園事業を平成十四年五月二日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画公園事業（二・二・五四号浜田北公園）

三 事業施行期間

平成十四年五月十三日から平成十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県青森市大字浜田字豊田地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第二百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画公園事業を平成十四年五月二日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画公園事業（二・二・五五号成瀬公園）

三 事業施行期間

平成十四年五月十三日から平成十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県青森市大字荒川字成瀬地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第二百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業を平成十四年五月二日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業（二・二・七四号売市第七公園）

三 事業施行期間

平成十四年五月十三日から平成十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県八戸市大字売市字小待地内

2 使用の部分

なし

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による

大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法  
第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
野辺地ショッピングセンター  
上北郡野辺地町字二本木二三外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 株式会社サンデー  
八戸市根城六丁目二二の一〇  
代表取締役社長 田村圭三
  - 2 マックスバリュ東北株式会社  
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五  
代表取締役 原田昭彦
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 株式会社サンデー  
八戸市根城六丁目二二の一〇  
代表取締役社長 田村圭三
  - 2 マックスバリュ東北株式会社  
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五  
代表取締役 原田昭彦
- 四 変更しよつとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 日
大規模小売店舗 小売店舗 の施設 の運用 の営業 に関する 事項	マックスバリュ東北株式会社 開店時刻 午前六時 （年間五日午前八時） 閉店時刻 午後九時	マックスバリュ東北株式会社 開店時刻 午前九時 （年間五日午前六時） 閉店時刻 午前零時	平成 十四 年 五 月 二

乗客が駐 車場を利 用するこ とができ る時間帯	午前九時三十分（年間 五日午前五時四十五分 年間三十日午前七時四 十五分）から午後九時 まで	午前八時三十分（年間 五日午前五時四十五分 年間三十日午前七時四 十五分）から午前零時 三十分まで	〃
--------------------------------------	--	---	---

- 五 届出年月日  
平成十四年四月二十四日
- 六 届出書及び添付書類の縦覧
  - 1 場所  
青森県商工観光労働部経営振興課及び野辺地町役場
  - 2 期間  
平成十四年五月十三日から同年九月十三日まで
  - 3 時間  
午前八時三十分から午後四時四十五分まで
- 七 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持  
のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限  
平成十四年九月十三日
- 2 提出先  
青森県商工観光労働部経営振興課
- 3 記載事項  
（一）意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所  
（二）意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
（三）意見及びその理由
- 4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。

発行所・発行人 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭